

富 山 県 中 央 植 物 園

維持管理等業務の内容及びその仕様

個 別 業 務 仕 様 書

富山県農林水産部森林政策課

目 次

中央植物園の維持管理等業務の内容及びその仕様

1	中央植物園の施設及び設備の維持管理に関する業務	2
2	植物及び植物に関する資料の収集、保存及び展示に関する業務	3
3	植物に関する専門的な調査研究に関する業務	7
4	植物に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関する業務	8
5	中央植物園及び植物展示施設の利用増進を図るために必要な連絡調整、 技術指導、情報提供等に関する業務	8
6	その他中央植物園の管理に関し必要な業務	9
7	業務実施体制	10

個別業務仕様書

施設清掃業務仕様書	12
防犯警備業務仕様書	16
中央監視システム警報監視業務仕様書	18
空調等設備運転管理及び定期保守点検業務仕様書	19
エレベーター設備保守点検業務仕様書	26
中央監視システム及び温室環境制御機器保守管理業務仕様書	27
消防設備保守点検業務仕様書	29
自家用電気工作物の保安管理業務仕様書	31
構内交換電話設備一覧	33
無線 LAN 設備一覧	34

中央植物園の維持管理等業務の内容及びその仕様

1 中央植物園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(1) 建物、施設等の維持・清掃等の管理

① 施設の清掃

別添「施設清掃業務仕様書」のとおり、清掃対象施設について日常清掃及び定期清掃を行なうとともに、廃棄物の定期収集・処理業務を行なう。

② 構造物等の清掃

園内の諸施設、構造物、特に入園者の利用に供する施設を常に清潔な状態に保つように努める。

③ 施設の防犯警備

中央植物園に整備されている総合ガードシステム(富山県総合警備保障㈱)により、別添「防犯警備業務仕様書」及び「中央監視システム警報監視業務仕様書」のとおり、下記の時間帯において、施設防犯警備及び中央監視システム警報監視を行なう。

- ・施設防犯警備 17:15~翌朝 8:30
- ・中央監視システム警報監視 17:15~翌朝 8:30

(2) 園内の設備の保守管理

① 空調・ボイラー設備等の保守

消防法に基づく危険物乙種第4類・労働安全衛生法に基づくボイラー2級の有資格者を配置する（もしくは当該資格者を雇用している法人等に委託する）とともに、別添「空調等設備運転管理及び定期保守点検業務仕様書」のとおり、日常運転管理と定期保守点検管理を行い、日常運転管理は毎日24時間体制とし、常に良好な状態で稼動するよう管理し、故障等による植物への影響が発生しないように維持する。

② 貯油設備の保守

空調・ボイラー設備等の保守に準じる。

③ エレベーター設備の保守

中央植物園内の2台のエレベーターについて、別添「エレベーター設備保守点検業務仕様書」により定期点検を実施し、常に安全な運転がなされるように維持する。

④ 温・冷室等制御設備の保守

別添「中央監視システム及び温室環境制御機器保守管理業務仕様書」のとおり、対象施設が常に正確で良好に作動するよう維持するとともに、故障等不調時は植物に影響が出ないよう迅速に対応する。

⑤ 消防防災設備の保守

消防法に基づく防火管理者を配置するとともに、別添「消防設備保守点検業務仕様書」のとおり、対象設備が常に正常で良好に作動するよう維持する。

⑥ 自家用電気工作物の保守

電気事業法に基づき、電気主任技術者の有資格者を配置する（もしくは当該資格者を雇用している法人等に委託する）とともに、別添「自家用電気工作物の保安管理業務仕様書」に基づく保守点検管理を行なう。

⑦ 構内交換電話設備の保守

別添「構内交換電話設備一覧」の構内の電話が常に正常で良好に作動するよう維持する。

⑧ 中水・スプリンクラー・消雪設備の保守

地下水及び用水に係る各ポンプ類、温室へ通水する水のイオン交換による水質中和装置及びスプリンクラーや消雪設備等の機器類が常に正常で良好に作動するよう維持する。

⑨ 公衆無線 LAN サービスの保守

別添「無線 LAN 設備一覧」の無線 LAN が常に正常で良好に作動するよう維持する。

2 植物及び植物に関する資料の収集、保存及び展示に関する業務

(1) 植物に関する標本、文献等の収集及びデータベース化

① 文献の収集・管理

植物の栽培管理・調査研究に必要な国内外の文献(図書・雑誌)を収集・管理し、利用希望者への閲覧にも対応する。雑誌については継続性に配慮して購入する。
文献の購入にあたっては、事前に中央植物園長の承認を得ることとする。

② 標本の収集・管理

園で収集した植物のさく葉標本を、開花・結実期に作製する。また、富山県植物誌改訂の基礎資料としての標本作製する。友の会植物誌部会員をはじめ、一般または専門家からの寄贈標本を受け入れる。また、国内外の研究機関との標本交換を行なう。これらの標本はラベルとともに台紙に貼って標本庫に保存する。閲覧や貸出しなど、標本庫(TYM)の管理を行なう。

標本の新規作製については、「標本学－自然史標本の収集と管理」（国立科学博物館叢書）にある標本作製の仕様を標準とする。

③ データベースの構築

植物に関する標本、文献等の資料は、下記の項目についてデータ登録を行い、データベース化して植物園の運用に資することとする。

区 分	デ ー タ 化 の 項 目
図 書	分類番号（日本十進分類法）、書（和・洋・中）の区分、冊数、価格、書名、著者名、項数、出版社名、出版年
標 本	標本番号、植物名（和名・学名）、科名（和名・学名）、採集地名、採集日、採集者名、同定者名、備考情報

(2) 植物の収集及びデータベース化

① 植物の収集と配布

中央植物園の基本方針に基づき、自生地採集や種子導入等により、展示及び調査研

究に必要なパスポートデータのある植物を収集する。また、国内外の植物園との種子交換事業を推進する。

一般、専門機関からの植物の寄贈や、分譲依頼に対しては適切に対応する。

② データベースの構築

収集した植物は、下記の項目についてデータ登録を行い、データベース化して植物園の運用に資することとする。

デ ー タ 化 の 項 目
登録番号、登録者、登録年月日、植物名（和名・学名）、科名（和名・学名）、導入形態（採集、寄贈、購入、既存）、採集地名、採集日、採集者名、導入状態（苗・種子）、植栽場所、植栽数、備考（特徴）

(3) 展示植物等の栽培管理及び展示

① 屋外展示園等の栽培管理

ア 樹木等の育成管理

国内外から収集した約 2,600 種類の樹木について、個々の生育特性に応じた適切な育成管理を行う。

施工箇所	管理対象量	施 工 内 容
世界の植物ゾーン 日本の植物ゾーン その他	単木 約 9,800 本 寄植 約 8,700 m ²	植栽・移植、施肥、病虫害防除、剪定、雪囲い、支柱の補修、ラベル（樹名板）管理、土壌改良（耕耘、客土、改良材等の添加、排水処理改良）

イ 林地内等除草管理

展示植物を損傷することのないよう、施行方法に留意して実施する。

施工箇所	対象面積	施 工 内 容
世界の植物ゾーン 日本の植物ゾーン 駐車場等	約 80,000 m ²	草刈、刈り草の敷き均し

ウ 湿地植物管理

各植物の特性にあった育成管理を行うとともに、その植物の生態が観察できるような環境整備に努める。

施工箇所	対象面積	施 工 内 容
南池周辺等	約 3,000 m ²	施 肥：肥培管理植物への施肥 除 草：展示植物外の植物の除去、地上部が枯死する植物の刈り取り除去 株分等：密植状態部分の株分け、移植、刈込 その他：乾燥化の防止（堆積土砂の除去）

エ 溪谷草本植物管理

各植物の特性にあった育成管理を行うとともに、その植物の生態が観察できるような環境整備に努める。

施工箇所	対象面積	施 工 内 容
人工溪流沿い	約 1,500 m ²	植 栽：生態系を考慮した植栽 除草等：展示植物外の植物の除去

オ 河原の植物管理

各植物の特性にあった育成管理を行うとともに、その植物の生態が観察できるような環境整備に努める。

施工箇所	対象面積	施 工 内 容
南池周辺等	約 1,500 m ²	剪 定 等：繁茂した植物は適宜間引きや剪定 土壌改良：礫河原の反転及び川砂等の客土

カ ボタン・シャクヤク管理

良好な生育と開花を促すための育成管理に努める。中国雲南省から導入したボタン・シャクヤクについては特に栽培管理に注意を払い、増殖に努める。

施工箇所	種類	対象数量	施 工 内 容
ボタン・シャクヤク園	ボタン シャクヤク	約 380 株	整枝剪定：花芽の充実を図る剪定等 施 肥：芽出し肥、お礼肥など 病虫害防除 雪 囲 い

キ 球根植物管理

良好な生育と開花を促すための育成管理に努める。

施工箇所	種類	対象数量	施 工 内 容
球根植物ゾーン	チューリップ スイセン ヒガンバナ 等	約 7,000 球	植 付 け：特性に合った用土管理 施 肥：植付け時、追肥 病虫害防除

ク クレマチス園管理

良好な生育と開花を促すための育成管理に努める。

施工箇所	種類	対象数量	施 工 内 容
クレマチス園	テッセン ガゼル 等	約 240 株	植 付 け：枯れ補償 施 肥：植付け時、追肥 剪定、ツル誘引：種類に応じた方法による 病虫害防除

ケ 花壇管理

植物園にふさわしい種類を選定し、3季間、花が絶えない栽培管理に努める。

施工箇所	対象面積	施 工 内 容
花壇（入園口花壇、オックスフォード庭園ボーダー花壇、フローラルステージ） プランター	約 300 m ²	植 付 け：1年草、多年草、球根植物等による 花がら摘み及びピンチ：植物の特性にあわせ 施 肥：開花を促進する追肥等 病虫害防除

コ 芝生等の管理

周囲の植物を損傷することのないよう留意して育成管理する。

施工箇所	対象面積	施 工 内 容
花のプラザ 世界の植物ゾーン	約 40,000 m ²	芝刈り、施肥、目土かけ、除草、病虫害防除

サ ツバキ管理

良好な生育と開花を促すための育成管理に努める。

施工箇所	種類	対象数量	施 工 内 容
------	----	------	---------

桐野ツバキコレクション 植栽エリア	ツバキ ザンカ 中国系ツバキ 等	約 50 株	整枝剪定、施肥、病虫害防除 雪囲い（中国系ツバキ）
----------------------	---------------------------	--------	------------------------------

シ その他

枯損木、剪定枝のチップ化や除草で排除される草と落葉の堆肥化など、園内で再利用することを原則とする。

② 展示温室等の栽培管理

一年を通して植物の観賞と学習ができるよう植物の維持管理を行い、展示解説板等を整備する。また、種子交換や種苗交換等により、珍しい植物、話題性のある植物、観賞価値の高い植物の導入に努めることとするが、既展示施設での適正な育成が困難となる場合には、管理数の調整等を行うこととする。

温室等の温度等の物理量を測定収集・保存し、これらのデータをもとに植物の生育に最適な設定を行う。

融雪溝・融雪散水の管理と積雪時の温室周囲の除雪を行う。

施工箇所	種類	対象数量	施 工 内 容
熱帯雨林 植物室	キョチク、 ヒスイカズラ等	約 380 種	高温強光環境の管理と整枝・剪定、灌水、 施肥、除草、病虫害防除、池の清掃
ラン温室	カトレヤ、 デンドロビウム等	約 190 種	中高温弱光環境の管理と鉢の入れ替え、 植替え、灌水、施肥、除草、病虫害防除
高山・絶滅 危惧植物室	プリムラ、 エッチュウミセ バヤ等	約 150 種	樹木の整枝・剪定、灌水、施肥、除草、病 害虫防除、池の清掃、鉢の入れ替え
熱帯果樹室	バナナ、 パパイヤ等	約 140 種	高温強光環境の管理と整枝・剪定、植替え、 灌水、施肥、除草、病虫害防除
雲南温室	トウツバキ、 ギンコウボク、 オオバイチジク等	約 120 種	中温多湿／高温多湿環境の管理、 整枝・剪定、植替え、灌水、施肥、除草、 病虫害防除

③ 植栽植物の展示

植物名板、解説板、手製解説板、展示ボックス等を適切に設置・管理し、正しい植物名と植物に関する情報を提供する。

(4) 圃場・栽培温・冷室の植物栽培管理と運営計画

園内屋外展示園及び展示温・冷室に植栽する植物の育苗用、絶滅危惧種の保存、調査研究材料植物の栽培用として、目的と植物の性質に応じた栽培管理を行う。各室の温度等の物理量を測定収集・保存し、これらのデータをもとに植物の生育に最適な設定を行う。

融雪溝・融雪散水の管理と積雪時の屋根、温室周囲の除雪を行う。

なお、全体の運営については、中央植物園長の指示に従うこととする。

施工箇所	種類	対象数量	施 工 内 容
圃場	木本類 草本類	約 4,500 種 約 33,000 株	除草、施肥、病虫害防除、支柱立て、 灌水、鳥獣による食害防止ネットの設置

パイプハウス、遮光棚	研究材料、ツバキ類、自生地採取		除草、施肥、病虫害防除、灌水、植替え、遮光幕設置・撤去
熱帯 A 温室	亜熱帯性絶滅危惧種（琉球列島産他）		高温・弱光環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
熱帯 B 温室	木本性亜熱帯植物類 熱帯果樹類		高温・強光環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
温帯温室	ミセバヤ類 キリ類、絶滅危惧種（温帯産）		中低温環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
冷室	エーデルワイス類 絶滅危惧種（冷温帯産）		夏期低温環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
交配室	食虫植物		高温多湿環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
開花調整室	ペゴニア類 ワタバコ類		中温多湿・弱光環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
ラン温室	カトレヤ類 パフィオデューム類		高温多湿環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除、夏期の鉢の移動
雲南 A 温室	雲南植物 キリ類		中低温環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除
雲南 B 温室	雲南植物 ゲッカビジン		中高温環境の管理と植替え、灌水、施肥、鉢・床除草、病虫害防除

3 植物に関する専門的な調査研究に関する業務

(1) 本県の植物相と植生に関する調査研究

富山県の植物相と植生に関する継続的な調査研究を行う。友の会植物誌部会等の指導を行い、協力を得て富山県植物誌の改訂を進める。

(2) 絶滅危惧植物の実態調査及び保全に関する研究

上記(1)の過程で明らかになった絶滅が危惧される植物について、その実態を調査し、特性を研究して効果的な増殖方法を開発し、園内で保全する。

(3) 収集植物の特性評価と利用に関する研究

収集した植物の分類・形態・生理・遺伝学的研究を行い、医薬・食品・園芸遺伝子資源としての可能性を探る。

(4) その他

① 中国科学院昆明植物研究所との共同研究に関するとりまとめ

・平成 13 年度から 25 年度まで実施した共同研究事業の成果を公表する。

② 英国オックスフォード大学附属植物園との共同調査、研究を実施する。

- ③ 研究成果については、毎年度の教育普及事業の一環として、一般県民に対する研究成果の公開展示と公開発表会を行なうとともに、学術的成果を「研究報告」として適宜発行し、国内外の関係機関等に配布する。

4 植物に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関する業務

(1) 常設展示、企画展示等の各種催事に関する企画、立案、実施

中央植物園が目指す、植物に関する専門機関として、また、植物を学びながら憩い楽しむことのできる公園として、多くの人々に利用されるために、各種の企画行事（常設展示、企画展示、観察会、講座・講習会、月例行事等）の開催による普及教育活動を企画・立案し、事業実施する。

- (2) 令和8年度中に県花総合センター（R8 末廃止）からラン希少種（約 100 種）を中央植物園に移設することとしており、これらを活用した催事を企画、立案、実施し、中央植物園の魅力向上と来場者数の増加を図る。

5 中央植物園及び植物展示施設の利用増進を図るために必要な連絡調整、技術指導、情報提供等に関する業務

(1) 教育、普及に関する業務

① 各種報告書等の出版による普及活動及び広報、PR活動

ア 出版活動

入園者向けのリーフレットを必要部数作成するほか、植物園だよりを定期発行(季刊)するとともに、毎年度の事業記録をとりまとめた事業概要(年刊)を発行する。また、定期的に植物目録をとりまとめる。

なお、当該出版物を媒体に県が広告掲載を実施することとなった場合は、県の指示に従わなければならない。

イ 広報・PRの実施

中央植物園の入園者の増加に繋がる広報・PRを効果的に行なう。

ウ インターネットの運営

県のホームページの脆弱性診断に対応した中央植物園のホームページを企画運営する。

② 植物相談及び研修生、実習生等の受け入れの対応

ア 植物相談の対応

植物の専門機関として、通年（年末年始を除く。）一般及びマスコミ、関係機関からの各種の問い合わせに対応する。

イ 社会教育・学校教育への協力

植物の専門機関として、実習生や研修生を受け入れるとともに、依頼による職員の講師派遣にも柔軟に応じる。教育委員会等との連携による、児童・生徒への生物教育プログラムに積極的に対応する。

(2) 植物公園ネットワーク（富山県植物公園連絡協議会）に関するセンター的業務

富山県植物公園連絡協議会の事務局として、関係機関との連絡調整を行なうとともに、植物公園ネットワークに関するホームページの運営についても中心となって調整する。

(3) 国内外の植物園との交流に関する業務

① 公益社団法人日本植物園協会及び植物園自然保護国際機構（BGCI）に加盟すると

ともに、協会と連絡調整をとりながら協会の事業に積極的に協力する。(協会加盟負担金 8 万円は、指定管理料に含む。)

② 国内外の植物園と情報交換する。

- (4) 「富山県中央植物園友の会」の事務局の運営に関する業務
富山県中央植物園友の会（平成 8 年 4 月設立）の事務局を運営する。

6 その他中央植物園の管理に関して必要な業務

(1) 入園者への安全対策等の実施

① 危機管理対応

ア 予防対策

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急・非常・不測の事態に関しては危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応については随時訓練を実施すること。また消防署等からの指摘があった場合には、直ちに改善措置を講ずること。

イ 災害対応

上記災害等の際には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関へ連絡を行うこと。

ウ 避難所等となった場合の運営協力

施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。

② 植物園内の除雪体制

園内は原則通年利用とし、積雪期においては除雪体制を整え適切に対応し、入園者の利用に支障をきたさないように努める。

③ 駐車場の整理体制

駐車場は、開園時間以外は閉鎖することとし、開園中は、常に利用者が安全で快適に利用できるよう配慮するとともに、混雑が予想されるときは、周辺住民や主要道路へ影響が出ないように事前に対応する。

(2) 災害時等の協力要請に対する対応

本園管理研修棟は、富山市の防災計画において洪水時の緊急避難所の指定を受けていることから、富山市の協力要請に対して適切に対応することとする。

(3) 園内の飲食施設及び便益施設（自動販売機等）の管理

県が契約する相手方と連携を密にし、中央植物園の管理運営と一体となった経営がなされるよう調整する。

(4) 園内自動車の運行等の利用者サービス

広大な園内を子供から身障者、高齢者まで幅広い利用者層に快適に植物観察を楽しんでいただくための電気自動車 3 台について、グリーンシーズンの期間中、利用者の動向

を的確に把握しながら運行を行う。

(5) 保険の加入

① 施設賠償責任保険に加入することとする。

※参考（現行の保険内容）

保険対象：中央植物園（構外設置の案内表示板 2 枚を含む）			
保険金額：身体賠償	1 名につき	40,000 千円	
	1 事故につき	200,000 千円	
：財物賠償	1 事故につき	5,000 千円	
：免責金額	1 事故につき	1 千円	
（構内専用自動車 10 千円）			

② 県が貸与する車両については、下記以上の保険に加入することとする。

対人賠償	対物賠償
無制限	5,000 千円

7 業務実施体制

県では、中央植物園が総合的な植物園としての業務を遂行するためには、事務的スタッフの他に、次のような専門職員の能力と配置が必要と考えており、下記の内容を考慮した実施体制のもとに植物園を運営しなければならない。

(1) 専門職員の配置

植物園の基本的性格を具現化する事業を実施するための植物の収集、展示、研究等に関する専門家及び植物の栽培管理に相当の経験を有する者の適正な数の常駐配置

(2) 専門職員の能力

① 植物の収集展示・研究等業務に携わる職員には、大学院において植物分類学、植物生態学その他植物に関する分野を専攻して修了した者が有する専門知識と次のような能力が必要。

- ・ 展示園の植物の同定とその植物の生育環境を考慮した展示計画を提案できる能力
- ・ 普及教育に係る催事の企画立案を実施できる能力
- ・ 植物に関するあらゆる相談に的確に対応できる経験と能力
- ・ 他の研究機関との共同研究をはじめとした調査研究に対応できる能力

② 植物の栽培管理等業務に携わる職員には、植物の栽培管理に関する相当の実務経験を有する者で、次のような能力が必要。

- ・ 作業員に、栽培管理に関する技術的な指示を行なうとともに、作業員の労務管理、安全管理を行える能力
- ・ 再委託先の専門業者の監督を行なえる能力
- ・ 植物の栽培管理に関する卓越した技能

※参考：現在、中央植物園の管理に従事している職員の配置等の状況

配 置	博士号 取得者	修士課程 修了者	栽培専門家	その他の 職種	計
企画情報課	2	2			4
展示園課	1	1	2		4
温室課		3	2	1	6
総務				2（経理・ 窓口）	2
計	3	6	4	3	16

- 注） 1 博士号取得者はそれぞれ理学博士、環境科学博士等を取得しており、修士課程修了者は、理学、農学又は教育学の修士課程を修了しており、植物分類学及び生態学等の専門家で、内7名は学芸員資格を取得しています。
- 2 栽培専門家は、造園又は花卉栽培の専門家で、内1名は実務経験が20年以上の熟練者です。
- 3 修士課程修了者は調査研究・栽培管理・教育普及業務を、栽培専門家は栽培管理・教育普及業務をそれぞれ担当します。

富山県中央植物園施設清掃業務仕様書

1 この仕様書は、富山県中央植物園施設の清掃業務の概要を示すもので、このほかに必要と認める軽易な清掃作業は、本書に記載のない事項であっても適宜実施するものとする。

2 業務

(1) 下記各号建物等の日常清掃業務及び定期清掃業務

- ① 管理研修棟の各室及び共用部分
- ② 作業棟各室（1階を除く）及び共用部分
- ③ サンライトホール・エネルギー棟
- ④ 多目的小ホール
- ⑤ 栽培温室（ガラス（外側）清掃のみ）
- ⑥ 展示温室（出入口ガラスのみ）
- ⑦ キャノピー
- ⑧ 用水貯水槽、噴水池、融雪溝
- ⑨ 園内施設（北・東・南・西トイレ、休憩所、四阿、ベンチ、テント休み場、標識等の清掃及びゴミや投棄物の収集）

(2) 廃棄物の定期収集・処理業務

3 業務員

(1) 日常清掃業務

- 身元確実かつ作業能力十分と認められる健康な業務員を庁舎に勤務させ、日常清掃業務を行わせなければならない。

(2) 定期清掃業務

- 作業量に見合う人員で清掃業務を行わなければならない。

4 勤務等

(1) 日常清掃業務

- 12月29日から1月3日を除く日

(2) 定期清掃業務

- 別紙清掃実施表（以下「別表」という。）に基づき実施すること

5 清掃面積（「別表」参照）

6 その他留意事項

- (1) 作業の実施に当たっては、事務及び入園者の支障とならないように十分注意すること。
また、庁舎の美観及び衛生的環境を害さないよう十分注意すること。
- (2) 業務員は、勤務時間中、作業衣を着用すること。
- (3) 定期清掃作業員及び窓ガラス清掃作業員は、指定する腕章を着用すること。
- (4) 2メートル以上の高所で作業する場合には、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条第2項に規定する墜落防止措置を講じて作業を行うこと。
- (5) 便器類の清掃には、金属管等を腐食させる塩酸等を使用しないこと。

清 掃 実 施 表

NO. 1

場 所 区 分	管 事 理 務 研 室 案 修 及 内 棟 び 所	役 員 室	管 理 室	標 本 室	標 本 作 成 室	便 3 所 ヶ 所	湯 沸 2 ヶ 室 所	廊 下	E V V ホ ー ル	階 段	研 究 室	実 習 室	準 備 室	研 修 室	無 菌 操 作 室	滅 菌 消 毒 室	培 養 室	電 頭 室	種 子 保 存 室	屋 上
床 面 積 (㎡)	271.08	75.78	137.96	70.00	18.75	60.17	14.86	171.54	24.50	29.83	70.00	76.87	51.44	165.00	16.00	16.28	82.60	21.70	21.66	1481.0
ほこり除去（低所）	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
ほこり除去（高所）	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
床（はき掃除）	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○						○
床（水拭き）						○	○													
床（集塵、艶出し）	○		○					○	○	○	○	○	○	○						
床（洗浄、ワックス塗）	○		○			○	○	○	○	○		○		○						
床（真空清掃）		○		○	○															
床（クリーニング）		○																		
什器備品類清掃	○	○	○					○	○		○	○	○	○						
手摺、窓枠、腰、幅木等清掃	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
靴拭マット清掃			○																	
湯沸所、流し台等清掃							○													
洗面器、便器類清掃						○														
屑類、異物類の搬出処理						○	○				○	○		○						○
排水口、排水溝清掃						○	○													○
扉、把手、金具類磨き	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
階段滑止め金具磨き										○										
間仕切、扉硝子清掃	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○						
（窓）硝子清掃	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
手洗用消耗品の補給						○														
吸殻、茶殻処理							○													

- ※ 標本室、標本作成室、研究室、無菌操作室、滅菌消毒室、培養室、電頭室及び種子保存室の窓硝子清掃については、外側のみとする。
- ※ 低所とは、床面から概ね2メートル以下の壁面、窓枠、カウンター・階段手摺、掲示板及び備品類等をいう。
- ※ 高所とは、天井、照明器具、電気時計、各種配管等をいう。
- ※ 清掃頻度については、適切な回数を判断し、提案すること。（植物、施設・設備、備品等を良好な状態に保ち、利用者等に不快感を与えないようにすること）

清 掃 実 施 表

NO. 2

場 所 区 分	管 理 研 修 棟 チ	ホ ル	通 用 口	相 談 室	図 書 文 献 室	ビ デ オ 編 集	研 究 室	休 憩 室 (男子)	休 憩 室 (女子)		作 事 業 務 棟 室	廊 下	乾 燥 室	休 憩 々 室 々 ミ	休 憩 塩 室 ビ	更 衣 室	シャ ワ 室	便 所	階 段	
床 面 積 (㎡)	163.16	67.97	9.36	99.60	97.70	28.67	30.78	31.72	3.92		31.60	8.80	8.55	17.28	28.08	18.44	2.20	8.32	6.40	
ほこり除去（低所）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ほこり除去（高所）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
床（はき掃除）	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	
床（水拭き）		○																○		
床（集塵、艶出し）				○			○		○		○	○	○		○	○				
床（洗 浄）																	○			
床（洗 浄、ワックス塗）		○		○			○				○	○			○					
床（真 空 清 掃）					○	○														
什 器 備 品 類 清 掃		○		○			○	○	○		○	○		○	○					
手摺、窓枠、腰、幅木等清掃		○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
靴 拭 マット 清 掃		○	○																	
洗面器、便器類清掃																		○		
屑類、異物類の搬出処理		○	○	○				○	○		○			○	○	○		○		
排水口、排水溝清掃																	○	○		
扉、把手、金具類磨き		○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
間仕切、扉硝子清掃		○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		
（窓）硝子清掃		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	
手洗用消耗品の補給																		○		
吸殻、茶殻処理																				

清 掃 実 施 表

NO. 3

場 所 区 分	サ ン ホ ー ル イ ト	エ 棟 ネ ル 監 ギ 視 室	便 2 所 ヶ 所	喫 茶 室	栽 培 温 室	キ ャ ノ ピ ー	用 水 貯 水 槽	噴 水 池	融 雪 溝	展 示 温 室 出 入 口	展 示 左 記 以 外	多 目 的 ホ ー ル	便 北 所 東 南 (4)西	休 憩 所 2 棟	四 阿 2 棟	ベ ン テ ー チ ー ブ ル	水 飲 場 5 ヶ 所	標 識 テ ン ト 休 場		
床 面 積 (㎡)	887.00	22.60	57.00	80.22	1077.3	193.1	546.75	1790.2	881.0	2713.0	2713.0	135.94	184.0	158.0	49.41	68基	***	103.92		
ほこり除去（低所）	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○		
ほこり除去（高所）		○	○									○	○	○	○					
床（はき掃除）	○	○										○								
床（水拭き）			○										○							
床（集塵、艶出し）		○										○								
床（洗 浄）			○										○							
床（洗 浄、ワックス塗）				○								○								
什 器 備 品 類 清 掃	○	○										○								
手摺、窓枠、腰、幅木等清掃	○	○	○									○	○							
靴拭マット清掃	○											○								
洗面器、便器類清掃			○										○							
屑類、異物類の搬出処理	○		○									○	○	○	○	○	○	○		
排水口、排水溝清掃			○																	
扉、把手、金具類磨き	○	○	○									○	○							
間仕切、扉硝子清掃	○	○	○									○	○							
（窓）硝子清掃	○			○		○				○	○	○								
手洗用消耗品の補給			○										○							
蓄積物、水垢、藻、等の清掃処理							○	○	○											

防 犯 警 備 業 務 仕 様 書

- 1 この仕様書は、富山県中央植物園防犯警備業務に適用する。
- 2 業務内容
 - (1) 管理研修棟及び多目的ホール・多目的小ホール（ドリアスホール）エネルギー棟の防犯警備業務
 - ① 盗難等の異常状態の監視
 - ② 事故確認時における関係先への連絡
 - ③ 警備実施事項の報告（月間報告書の作成）
 - (2) 施設の防災業務
 - ① 火災の異常状態の監視
 - ② 事故確認時における関係先への連絡
 - ③ 警備実施事項の報告（月間報告書の作成）
- 3 警備方法
 - 総合ガードシステム（警報装置による監視）
- 4 警備基準時間
 - 17：15～翌朝8：30
- 5 上記警備基準時間内において、対象施設が無人の状態となり、対象施設からの警報措置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、対象施設からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- 6 警備仕様
 - (1) 警報装置
 - 警備対象設備で発生した異常事態を、警備会社のガードセンターへ自動的に通報する。
 - (2) ガードセンター
 - 警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。
 - (3) 機動隊
 - ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。
- 7 警報開始
 - (1) 対象施設における取扱い
 - ① 対象施設の最終退館者は、防犯・防火その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
 - ② 次に、内部に設置した操作器で ON（警戒）の状態に操作し、定められた時間内に定められた出入口より退館し施錠する。
 - (2) 警備会社における取扱い
 - ガードセンターは、対象施設の最終退館者の操作器の操作により自動的に表示される ON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。
- 8 警備終了
 - (1) 対象施設における取扱い
 - 対象施設の最初の入館者は定められた出入口より、定められた時間内に入館し、内部に設置した操作器で OFF（解除）状態に操作し、警備を終了する。
 - (2) 警備会社における取扱い
 - ガードセンターは、対象施設の最初の入館者の操作器の操作により自動的に表示される OFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。
- 9 警備実施時間中における対象施設の臨時入館
 - 原則として入館しないこととする。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。
 - (1) 対象施設の臨時入館者は、操作器を確実に OFF（警戒解除）の状態にした後入館し、

以後対象施設の責任において処理するものとする。

(2) 対象施設の臨時入館中の警備は、対象施設の責任において実施するものとする。

10 異常事態発生時における警備会社の処理

(1) 警報受信装置により対象施設の警備対象物に異常事態が発生したことを認知したときは、警備会社は速やかに機動隊員を急行させるとともに状況に応じて警察及び消防関係機関に通報する。

(2) 警備対象物に到着した機動隊員は異常状態を確認後、速やかにガードセンターに連絡し、事態の拡大防止にあたる。

(3) あらかじめ届けのある対象施設の当該緊急連絡者へ連絡する。

11 事故報告

○ 事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

12 鍵の預託

○ 警備実施に必要な鍵は、対象施設・警備会社相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

13 警報装置の保守点検

○ 対象施設に設置された警報装置の機能については、警備会社が適宜保守点検を行う。

14 緊急連絡者の指定

(1) 対象施設はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を警備会社に交付する。

(2) 上記緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を警備会社に交付する。

中央監視システム警報監視業務仕様書

- 1 この仕様書は、富山県中央植物園中央監視システム警報監視業務に適用する。
- 2 業務内容
 - (1) 中央植物園施設設備異常監視
 - ① 設備異常信号確認時の設備保守会社への連絡
 - ② 連絡実施事項の報告 ※月間報告書の提出を義務づけるものとする
- 3 警備方法
 - 総合ガードシステム（警報装置による監視）
- 4 警備基準時間
 - 17：15～翌朝8：30
- 5 上記警備基準時間内において、対象施設が無人の状態となり対象施設からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、対象警備施設からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- 6 警備仕様
 - (1) 警報装置
 - 中央監視システムで発生した警報を、警備会社のガードセンターへ自動的に通報する。
 - (2) ガードセンター
 - 警報受信装置を常時監視する。
- 7 警報開始
 - (1) 対象施設における取扱い
 - 設備管理者は常駐管理終了時に、警報機器のセットを行い正常な状態を確認する。
 - (2) 警備会社における取扱い
 - ガードセンターは、設備管理者の警報機器のセットより、自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。
- 8 警備終了
 - (1) 対象施設における取扱い
 - 設備管理者は常駐管理開始時に、警報機器のセット解除を行い、警備を終了する。
 - (2) 警備会社における取扱い
 - ガードセンターは、設備管理者の警備機器のセット解除により、自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。
- 9 異常事態発生時における警備会社の処理
 - 警報受信装置により、中央監視システムから警報が発生したことを認知したときは、警備会社は速やかに対象施設が指定した緊急連絡先に通報する。
- 10 事故報告
 - 事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。
- 11 警報装置の保守点検
 - 対象施設に設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行う。
- 12 緊急連絡者の指定
 - (1) 対象施設は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を警備会社に交付する。
 - (2) 上記緊急連絡者に変更があるときは、停滞なくその都度、変更した名簿を警備会社に交付する。

富山県中央植物園空調等設備運転管理及び定期保守点検業務仕様書

1 この仕様書は、富山県中央植物園の空調等設備の日常運転管理及び定期保守点検管理業務に適用する。

2 業務の対象設備は、別紙空調設備保守点検一覧のとおりとする。

3 業務は日常運転管理及び定期保守点検管理とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 日常運転管理

日常運転管理の対象設備は別紙設備一覧のとおりとし、その業務内容は次のとおりとする。

① 温水ボイラー・冷温水発生機及び付属設備

- ・ 各機械の運転状態の監視及び圧力、温度等の監視・点検
- ・ 各ポンプ等の圧力、温度、漏れ及び異音の有無等の点検
- ・ タンク類の液面及び漏れの点検
- ・ 管寄せの温度、圧力、バルブの開閉状態及び漏れの点検
- ・ 燃焼状態の点検及び煤煙濃度の監視
- ・ 燃焼灰の掻き出し
- ・ ペレットサイロの点検

② 水冷・空冷パッケージ等冷凍機及び付属設備

- ・ 圧縮機、送風機の運転状態の点検
- ・ 各ポンプ等の圧力、温度、配管水漏れの監視、点検
- ・ 冷却塔の散水状態、補給水用ボールタップ、ファン及び水槽の点検

③ 空調設備

- ・ 空調機、送風機、ファンコイル等の点検及び吹出口の点検調整、清掃
- ・ 冷温水配管設備及び付属配管系統全般の点検

④ 貯油設備

- ・ 第2石油類に属する危険物のストレージタンク及びサービスタンク、オイルタンクの点検
- ・ 送油ポンプ及び配管の損傷、油漏れ等の点検

⑤ その他

- ・ 給排水、雑用水及び散水用のポンプ類の点検
- ・ 給排水関係器具類（カラン、フラッシュバルブ等）の点検
- ・ 照明用ランプの取替え
- ・ その他委託者の指示に基づく簡易な営繕作業及び軽作業は、本書に記載のない事項であっても実施するものとする。

(2) 定期保守点検管理

定期保守点検管理の対象設備は別紙設備一覧のとおりとし、その業務内容は次のとおりとする。

① 冷温水発生機

- ・ 電気系統点検、胴内真空度点検、燃焼装置点検、運転データー採取

② 温水ボイラー

- ・ 燃焼装置点検、電気系統点検、炉内点検、炉外観点検、運転データー採取
- ・ 煤煙濃度測定（エネルギー棟、ペレットボイラー室）、スクリュコンベア一点検

③ 空調機

- ・ 送風機点検、フィルター・コイル・ポンプ・ベルトの点検、冷媒点検

④ 換気扇・ファンコイルユニット

- ・ 吸排気口点検清掃

- ⑤ 非常用発電機
 - ・整備点検
- ⑥ 温室開閉窓
 - ・駆動モーター、駆動チェーン、窓、サッシの点検・調整・清掃
- ⑦ 灯油地下タンク
 - ・地下タンク・配管等の機密検査及び法定点検
- ⑧ サイロ
 - ・スクリュコンベア一点検
- ⑨ 冷凍冷蔵機器
 - ・冷媒点検

(3) メーカーによる総合点検

総合点検の対象設備は下記のとおりとし、年1回各設備のメーカーが直接分解点検を行うものとする。

- ① 冷温水発生機1台
- ② 温水ボイラー5台
- ③ ペレットボイラー1台

4 日常運転管理業務の管理体制は次のとおりとする。

日常運転管理は、毎日・24時間体制で実施する。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで

- ・ 常駐管理とし、管理員は危険物乙種第4類・ボイラー2級の資格を有するものとする。
- ・ 管理員は、エネルギー棟監視室で中央監視システムを監視するとともに、園内の諸設備を巡視し点検する。
- ・ 監視室を空ける時は、携帯電話を常に携行する。
- ・ 管理員の休日に相当する日は、代理者を配置することとし、この場合は上記資格を有する必要はないものとする。

(2) 午後5時15分から午前8時30分まで

- ・ 無人管理とし、設備異常の呼出しに対し、呼出し後1時間以内に現場で対応することとする。
- ・ 臨時に常駐管理の依頼があった場合は速やかに対応することとする。

5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、園内利用者の迷惑とならないように十分注意しなければならない
- (2) 高所作業となる場合は、ヘルメット、安全帯、保護メガネ着用等の安全対策を講じること。また、ペレットサイロ上部作業は、サイロ内に物が落下するのを防止するため、携帯電話等の持ち込みを禁止とする。
- (3) 設備等について異常を認めたときは、直ちに安全確保のための適切な処置を講ずる。
- (4) 日常運転管理における、設備毎の故障歴は記録に残し整理することとする。

空調設備保守点検一覧

NO. 1

設備配置	設備名称	数量	規格・容量等	保守点検内容	
				日常	定期
ブローアークラップ室 ギアポンプ室 オイル地下タンク	オイルギアポンプ	9	径20 350	●	
	オイルサービスタンク	1	9500	●	
	オイルタンク	3	30,000ℓ(灯油)	●	
エネルギー棟 機械室	温水ボイラー	3	缶体出力 800,000kcal/h 真空無圧式 灯油	●	● ●(煤煙測定 : 年2回)
		6	径65 6700(ボイラー)	●	
	温水ポンプ	2	径65 5850(花木ラン)	●	
		2	径32 250(冷室)	●	
		2	径65 4600(果樹室)	●	
		1	径65 4400(ホール)	●	
		2	径65 4500(雲南温冷)	●	
		1	貯油量 9500	●	
	オイルサービスタンク	2	径20 350	●	
	返油ギアポンプ	4	4000(密閉式)	●	
	膨張タンク	1	sus製 6000	●	
	ミストタンク	1	径32 800	●	
	ミストポンプ	1	径80 7300(ホール)	●	
	冷水ポンプ	2	径65 5500(ラン)	●	
		2	径65 4000(冷室)	●	
		2	径25 440(冷室土)	●	
発電機室	オイルタンク	1	4900(A重油)	●	●
消火栓ポンプ室	消火栓ポンプ	1	径80 8000	●	
監視室	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 10.0kw 冷媒点検	●	● ●(簡易)
			暖房能力 11.2kw		
休憩室	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 5.0kw 冷媒点検	●	● ●(簡易)
			暖房能力 5.6kw		
展示温室 ラン温室	空調機	1		●	● ●(簡易) ●(3年に1回)

設 備 配 置	設 備 名 称	数 量	規 格 ・ 容 量 等	保 守 点 検 内 容	
				日 常	定 期
雲南温冷室	空冷パッケージ	3	冷房能力 56,000kcal/h 冷媒点検	●	● ● (簡易) ● (3年に1回)
サンライトホール ホール	空冷ヒートポン プパッケージ	3	冷房能力 50.0kw 冷媒点検	●	● ● (簡易) ● (3年に1回)
		1	暖房能力 56.0kw		
	人工気象器	1	冷媒点検	●	● (簡易)
		1	冷媒点検		
	人工気象器	1	冷媒点検	●	● (簡易)
喫茶室	空冷ヒートパッケー ジ	1	冷房能力 20.0kw 冷媒点検	●	● ● (簡易) ● (3年に1回)
			暖房能力 22.4kw		
厨 房	空冷ヒートパッケー ジ	1	冷房能力 7.1kw 冷媒点検	●	● ● (簡易)
			暖房能力 8.0kw		
	冷凍冷蔵庫	1	冷媒点検		● (簡易)
管理研修棟 機械室	冷温水発生機	1	冷房能力 60RT 暖房能力 217,000kcal/h	●	●
	冷温水循環ポンプ	1	径65 550ℓ	●	
	冷却水循環ポンプ	1	径80 920ℓ	●	
	オイルサービスタンク	1	100ℓ	●	
	膨張タンク	1	116ℓ (密閉式)	●	
屋 上	冷却塔	1	開放式60RT	●	●
屋 内	天井ファンコイル	4	F C U—4 (カセット型)	●	
		19	F C U—6 (カセット型)	●	
		25	F C U—8 (カセット型)	●	
	床置きファンコイル	1	F C U—4	●	
		3	F C U—6	●	
1 F 標本室	空冷ヒートパッケー ジ	1	冷房能力 12.5kw 冷媒点検 暖房能力 14.0kw	●	● ● (簡易)

設 備 配 置	設 備 名 称	数量	規格・容量等	保 守 点 検 内 容	
				日 常	定 期
1 F 図書室 (文献室)	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 10,000kcal/h 冷媒点検 暖房能力 10,600kcal/h	●	● ● (簡易)
	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 10.0kw 冷媒点検 暖房能力 11.2kw	●	● ● (簡易)
	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 12.5kw 冷媒点検 暖房能力 14.0kw	●	● ●
	温度勾配恒温器	2	冷媒点検		● (簡易)
	人工気象器	2	冷媒点検		● (簡易)
	冷蔵庫	1	冷媒点検		● (簡易)
	冷凍庫	1	冷媒点検		● (簡易)
	人工気象器	1	冷媒点検		● (簡易)
	冷凍庫	1	冷媒点検		● (簡易)
	冷凍庫	1	冷媒点検		● (簡易)
2 F 培養室	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 12.5kw 冷媒点検 暖房能力 14.0kw	●	● ●
2 F 滅菌消毒室	人工気象器	1	冷媒点検		● (簡易)
2 F 種子保存室	冷凍庫	1	冷媒点検		● (簡易)
	冷凍庫	1	冷媒点検		● (簡易)
多目的小ホール ホール	空冷ヒートポンプ エアコン	2	冷房能力 14.0 Kw 冷媒点検 暖房能力 16.0 Kw	●	● ● (簡易)
	1 組 屋内機 2 台 屋外機 1 台				
作業エネルギー棟 機械室	温水ボイラ	2	缶体出力 186kw 真空無圧式 灯油 給湯コイル付	●	●
	温水循環ポンプ	2	径65 460ℓ	●	
	ブースターポンプ	2	径32 96ℓ	●	
		1	径25 54ℓ	●	
	膨張タンク	1	75.5ℓ (密閉式)	●	
	オイルサービスタンク	1	300ℓ	●	
	オイルギアポンプ	1	径20 35ℓ	●	
	ミストタンク	1	SUS製 1000ℓ	●	
	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 10,000kcal/h 冷媒点検 暖房能力 12,000kcal/h	●	● ● (簡易)
	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 11,200kcal/h 冷媒点検 暖房能力 16,000kcal/h	●	● ● (簡易)
作業棟事務室	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 10,000kcal/h 冷媒点検 暖房能力 12,000kcal/h	●	● ● (簡易)
作業棟休憩室	空冷ヒートパッケージ	1	冷房能力 11,200kcal/h 冷媒点検 暖房能力 16,000kcal/h	●	● ● (簡易)

設 備 配 置	設 備 名 称	数 量	規 格 ・ 容 量 等	保 守 点 検 内 容	
				日 常	定 期
栽培温室 冷 室	空冷パッケージ	2	冷房能力 48,000kcal/h 圧縮機 7.2kw × 2 冷媒点検	●	● ● (簡易) ● (3年に1回)
開花調整室	空冷パッケージ	1	冷房能力 42,000kcal/h 圧縮機 5.5kw × 2 冷媒点検	●	● ● (簡易) ● (3年に1回)
東ポンプ室	取水ポンプ 雑用水ポンプ 散水ポンプ	1 2 2		● ● ●	
北側ポンプ	取水ポンプ	1	正面入口門扉	●	
用水貯水ポンプ	溪流水送水ポンプ	2		●	
管理研修棟、多目的 ホール・エネルギー棟 作業エネルギー棟	換気扇 ファンコイルユニット	7 5 5 2			● ●
灯油地下タンク貯蔵所	地下タンク 連結配管 埋設配管	3	貯蔵量 30,000ℓ/基		●

設 備 配 置	設 備 名 称	数 量	規 格 ・ 容 量 等	保 守 点 検 内 容	
				日 常	定 期
開閉窓保守業務 熱帯果樹室	モーター 駆動部 窓・サッシ	5 1 1			● ● ●
高山・絶滅危惧植物 室	モーター 駆動部 窓・サッシ	5 1 1			● ● ●
熱帯雨林植物室	モーター 駆動部 窓・サッシ	4 1 1			● ● ●
ラン温室	モーター 駆動部 窓・サッシ	4 1 1			● ● ●
雲南温室	モーター 駆動部 窓・サッシ	1 0 1 1			● ● ●
栽培温室	モーター 駆動部 窓・サッシ	1 6 1 1			● ● ●
その他	屋内外照明器具 給水等バルブ			● ●	
ペレットボイラー室 設備稼働期間 毎年 12 月～翌年 3 月	温水ボイラー	1	缶体出力 1,000,000kcal/h 無圧缶水式 ペレット	●	● ●(煤煙測定 : 年 1 回)
	温水ポンプ オイルタンク	2 1	径 80 830ℓ (ボイラー) 貯油量 200ℓ (灯油)	● ●	
ペレットサイロ	サイロ	1	木質ペレット容量30m³	●	●

※冷暖房設備の日常点検は、使用時期に実施する。

富山県中央植物園エレベーター設備保守点検業務仕様書

- 1 この仕様書は、富山県中央植物園のエレベーター設備保守点検業務に適用する。
- 2 業務の対象設備は次のとおりとする。
 - (1) 管理研修棟乗用エレベーター (HWP F-11-CO45-2T) 1台
 - (2) 熱帯果樹室乗用エレベーター (HWP F-9-CO45-2T) 1台
- 3 業務は定期点検と故障等不調時の臨時点検・調整業務とし、その内容は次のとおりとする。
 - (1) 定期点検
 - エレベーター装置の機能を点検し、調整及び給油を行う。
 - ・ 作動油
 - ・ 油圧ユニット
 - ・ 電動機
 - ・ 受電盤、制御盤、停電時自動着床装置
 - ・ プランジャー、シーブ
 - ・ 主レール、プランジャーレール
 - ・ スラックロープ式セフティ
 - ・ 乗場関係各部装置
 - ・ 各階インジケータ及び押しボタン
 - ・ 上下リミットスイッチ
 - ・ 各種ワイヤーロープ及びケーブル
 - ・ 上記機械部分の塵埃及び余分な油脂の除去
 - (2) 臨時点検・調整業務
 - 故障等不調時の対応及び臨時点検・調整
- 4 業務の実施体制は次のとおりとする。
 - 定期点検・調整は、教育訓練された作業員と監督技術者が実施する。
 - 定期点検は月1回以上とし、原則、休園日に実施することとし、必要に応じ精密検査及び安全性機能試験を行うものとする。
 - 故障等不調時または事故が生じた場合は、直ちに技術者が臨機の措置をとる。
- 5 留意事項
 - 業務の実施にあたっては、植物園の運営に支障のないように十分注意しなければならない。
 - 設備等について異常を認めた時は、直ちに安全確保のための適切な処置を講ずる。
 - 業務終了の都度、その結果及び処置状況を記載した報告書を作成する。

富山県中央植物園中央監視システム及び温室環境制御機器保守管理業務仕様書

- 1 この仕様書は、富山県中央植物園の中央監視システム及び温室環境制御機器の保守管理業務に適用する。
- 2 業務の対象設備は、中央監視システム及び温室環境制御機器保守管理対象施設一覧のとおりとする。
- 3 業務は年1回の総合定期点検と故障等不調時の臨時点検・調整業務とし、その内容は次のとおりとする。
 - (1) 総合定期点検
 - ① 中央監視装置及び温室監視装置
 - ・ 外観チェックと清掃
 - ・ 各ユニット組付・端子増締め及びコネクター類の点検
 - ・ 電源ユニット・制御電圧の点検
 - ・ 診断機能による各カードのハードウェア点検
 - ・ 各プログラムの点検
 - ・ データー収録状態の点検
 - ・ リアルタイムモニターの点検
 - ・ プリントアウト状態のチェック
 - ・ プリンターメカの清掃・注油等の点検
 - ② 伝送制御装置
 - ・ 外観チェックと清掃
 - ・ 各ユニット組付・端子増締め及びコネクター類の点検
 - ・ 電源ユニット・制御電圧の点検
 - ・ 伝送状態の点検
 - ③ 環境制御装置
 - ・ 外観チェックと清掃
 - ・ 各チャンネルのサイリスタ機能の点検
 - ・ 操作スイッチの疲労点検
 - ・ 制御コンピューターの信号入力部の点検
 - ・ 内部定格電圧の点検
 - ・ 通信回路のインジケーターによる動作確認
 - ・ キースイッチ・LEDランプ等の操作・表示機能の点検
 - ・ 制御動作の点検
 - ④ 環境計測機器
 - ・ 外観チェックと清掃
 - ・ 計測機能・動作の点検
 - (2) 臨時点検・調整業務
 - ① 故障等不調時の臨時点検・調整
 - ② 軽易な制御設定数値の変更等調整
- 4 業務の実施体制は次のとおりとする。
 - (1) 総合定期点検は温室の暖房を開始する直前の休園日に実施する。
 - (2) 臨時点検・調整業務は、その都度実施する。
- 5 留意事項
 - (1) 業務の実施にあたっては、植物園の運営に支障のないように十分注意しなければならない。
 - (2) 設備等について異常を認めたときは、直ちに安全確保のための適切な措置を講じなければならない。
 - (3) 業務終了の都度、その結果及び処置状況を記載した報告書を作成すること。

中央監視システム及び温室環境制御機器保守管理対象施設一覧

設備場所		管理研修棟	作業棟	エネルギー機	屋外気象ホール	西側公衆トイレ	東側ポンプ室	オイル地下タンク	湧流ポンプ	駐車場ポンプ	栽培温室										展示温室						備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
システム・機器	監視管理システム			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

富山県中央植物園消防設備保守点検業務仕様書

- 1 この仕様書は、富山県中央植物園の消防設備の保守点検業務に適用する。
- 2 業務の対象設備は、次のとおりとする。
 - 自動火災報知設備、消火器具、誘導灯及び誘導標識、非常放送設備、
 - 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自家発電設備
 - ・ 詳細は別紙消防用設備等点検対象設備一覧表のとおり
- 3 業務は、対象機器の機能を維持するための定期点検及び故障等不調時の臨時点検業務とし、次のとおり実施する。
 - (1) 消防用設備の機能保全のため、点検技術員は消防法、同法施行令並びに同法施行規則に定める所用の点検を行い、防火管理者の行う維持業務を補佐する。
 - (2) 点検は、消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく告示に従うものとし、次のとおり実施する。
 - ただし、総合点検には年2回の機器点検のうち1回分が含まれる。
 - 機器点検(外観・機能点検) 2回／年(6ヶ月ごとに実施)
 - 総合点検 1回／年
 - 臨時点検 随時
 - (3) 点検にあたっては、異常の有無に留意し、機器等の状況を十分に把握し、常に予防的保守を行うよう注意する。
 - (4) 機器等の異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じ修復する。
 - (5) 消防機関による防火査察等に対応する。
- 4 留意事項
 - (1) 業務の実施にあたっては、植物園の運営に支障のないように十分注意しなければならない。
 - (2) 業務終了の都度、その結果及び処置状況を記載した報告書を作成するとともに、3年に1度消防法に基づく報告を行うものとする。
 - (3) この仕様書によるもののほか、必要と認められる軽易な点検調整は適宜実施する。

消防用設備等点検対象設備一覧表

項 目	個 数	単位	項 目	個 数	単位
自動火災報知設備			屋内・屋外消火栓設備		
複合盤 (管理棟15/20)	1	台	加圧送水装置		
受信機 (展示棟29/30)	1	台	ポンプ・モーター	1	組
差動式スポット型感知器	108	個	呼水槽	1	台
定温式スポット型感知器 (1種・WP・特殊・防爆型)	60	個	操作盤	1	台
差動式分布型感知器 (2種)	1	個	消火栓 (屋内)	2	基
空気管	100	m	消火栓 (屋外)	4	基
煙感知器 (2種)	36	個	起動用スイッチ	1	個
電鈴	30	個	表示板	1	台
表示灯	30	個	連動試験費	1	栓
発信器	30	個	消火器具設備		
消火栓始動装置	1	台	第3種移動式粉末消化器	1	基
常用電源	1	式	A.B.C 10型 粉末消化器	52	基
非常電源	1	式	A.B.C 20型 粉末消化器	9	基
配線点検	1	式	A.B.C 50型 粉末消化器	2	基
誘導灯設備			非常電源 (自家発電設備)		
避難口誘導灯 大型	1	台	200KVA 220V PG200		
避難口誘導灯 中型	28	台	発電機	1	式
通路誘導灯 中型	2	台	始動装置		
			蓄電池	1	式
非常放送設備			圧縮空気槽	1	式
ロッカー型増幅器			自動制御盤	1	面
(720W-管理棟)	1	架	直流電源装置		
(720W-展示棟)	1	架	鉛蓄電池	1	式
天井埋込スピーカー (3W)	39	個			
壁掛スピーカー (3W)	7	個	防排煙制御設備		
ホーンスピーカー (10W)	17	個	煙感知器 (光電式)	6	個
コーンスピーカー (20W)	30	個	防火扉	1	式
ボリューム (3W)	4	個	シャッター	2	式
トランペットスピーカー (5W)	2	個	手動開閉装置	2	式
ボリューム (6W)	2	個			
常用電源	2	式			
非常電源	2	式			
作動試験	2	式			
連動試験	2	式			

* 非常電源 (自家発電設備) は、外観点検のみ

富山県中央植物園自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

- 1 この仕様書は、富山県中央植物園自家用電気工作物の保安管理業務に適用する。
- 2 対象電気工作物の概要は次のとおりとする。
 - (1) 需要設備
 - 設備容量 1, 300キロボルトアンペア 受電電圧 6, 600ボルト
 - (2) 非常用予備発電装置
 - 発電機定格容量 200キロボルトアンペア 発電機定格電圧 220ボルト
- 3 業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 上記2に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、必要な措置を講ずること。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じ、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きを行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 上記2に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行うこと。
 - (5) 上記2に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、必要に応じ、措置を講ずること。
- 4 定例的に行う点検内容は、下記のとおりとし、点検の頻度は次のとおりとする。
ただし、定期点検Bには定期点検Aが含まれる。

項 目	頻 度	内 容
(1) 定期点検 A	○ 隔月 1回	・ 通常の運転状態にある電気工作物の目視点検及び計測器測定による点検を実施する。
(2) 定期点検 B	○ 毎年 1回	・ 原則、停電して電気工作物の目視点検及び計測器測定による点検を実施し、設備ごとの個別機能を検査する。 ・ ただし、年1回の停電が不可能な場合は、無停電で目視点検に併せて計測器測定による設備の総合機能の点検を実施する。 ・ なおこの場合、3年に1回、停電しての電気工作物点検を実施する。
(3) 臨時点検	○ 必要の都度	・ 電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、必要に応じ、点検、測定及び試験を実施する。

- 5 監視装置の設置
自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、絶縁監視装置を設置すること。
なお、監視装置は、常に正常に稼動するようメンテナンスを行うこと。

- 6 自家用電気工作物の保安管理業務を実施する者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 7 保安管理業務の結果の記録等は、3年間保存するものとする。

構 内 交 換 電 話 設 備 一 覧

1 構内交換電話設備一式

(1) 光 1 回線 2 番号 8 チャンネル

○ 466-2425, 466-4187

(2) 機器の内訳

○ 電話交換機 1 式(多機能内線 32 回路、一般内線 24 回路、ドアホン 1 回路)

○ 多機能電話機 25 台、一般内線電話機 20 台、ドアホン 1 台

○ その他 コピー機 (FAX 用)、PC 接続用

2 構内電話番号

番 号	
2 0 0	3 5 1
2 1 1	3 5 2
2 1 2	3 5 3
2 1 3	3 5 4
2 1 4	3 5 5
2 1 5	3 6 1
2 1 6	3 7 1
2 1 7	3 7 2
2 1 8	4 1 4
2 1 9	4 2 5
2 2 3	4 3 0
2 3 0	4 4 1
3 1 0	4 4 2
3 1 1	4 5 0
3 1 2	4 5 1
3 1 3	4 6 0
3 1 4	4 7 0
3 1 5	4 8 0
3 1 6	5 5 5
3 1 7	5 6 6
3 1 8	5 9 9
3 1 9	
3 2 0	
3 2 1	
3 4 1	
3 4 2	
3 4 3	

無 線 L A N 設 備 一 覧

1 公衆無線LAN設備一式

(1)拠点側ネットワーク機器	1 式
無線アクセスポイント	9箇所
LAN回線	1 回線

(2)設置場所

拠点側ネットワーク機器：管理研修棟 1 階

アクセスポイント

- ①管理研修棟 2 階 研修室
- ②管理研修棟 1 階 窓口
- ③多目的ホール
- ④高山・絶滅危惧植物室
- ⑤雲南温室
- ⑥花のプロムナード東側
- ⑦花のプロムナード西側
- ⑧ステージ
- ⑨東トイレ